

## 市立ひらかた病院整備事業完了後の有効活用地における 医師会館建設着工までの間の活用について

### 1. 趣 旨

市立ひらかた病院整備事業完了後の有効活用地(約 2,500 ㎡)については、初期救急医療や災害時の医療救護活動において枚方市医師会が果たす役割を踏まえ、当該用地を医師会館の整備を行うこと等の条件を付した上で枚方市医師会に譲渡することとしています(平成 29 年 3 月 30 日付けで枚方市長から枚方市医師会に文書回答)。

しかし、医師会館の整備については、設計等の準備のため、実際に建築に着工するまで約 3 年の期間を要することから、この間の当該用地について月極駐車場として活用します。

今般、整備及び管理運営を行う事業者が決定し、運用方法が確定したため、報告するものです。

### 2. 利用形態及び管理運営方法

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づく「行政財産の目的外使用許可」を与え、月極駐車場の整備及び管理運営については事業者により行うものとします。

### 3. 使用料

年額 3,913,920 円(税込)

※ ただし、初年度については、使用許可期間に応じた日割りの額

### 4. 利用期間

平成 29 年 6 月 23 日(金)～平成 32 年 3 月 31 日

#### 【位置図】

